

令和 7 年 8 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

令和 7 年 8 月 7 日 開会

令和 7 年 8 月 7 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

令和 7 年 8 月 7 日（木曜日）午後 3 時 0 0 分開会

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 諸般の報告
 - 日程第 5 議会運営委員の選任
 - 日程第 6 同意第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件
 - 日程第 7 提案理由の概要説明
 - 日程第 8 議案第 10 号 令和 6 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について承認を求める件
 - 日程第 9 議案第 11 号 令和 7 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について承認を求める件
 - 日程第 10 議案第 12 号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
 - 日程第 11 議案第 13 号 令和 7 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23 名）

1 番	川 口 雅 丈	2 番	安 井 和 則
3 番	小 野 正 伸	4 番	藤 原 明
5 番	小 松 穂 積	8 番	湊 貴 信
9 番	小 林 悟	1 0 番	古 谷 武 美
1 1 番	堀 部 壽	1 2 番	宮 崎 信 一
1 3 番	黒 沢 龍 己	1 4 番	目 時 重 雄

15番 伊藤 秀明
17番 田川 政幸
19番 荒川 滋
21番 齋藤 多聞
23番 森元 淑雄
25番 佐々木 修

16番 佐々木 文明
18番 堀内 満也
20番 畠山 菊夫
22番 高橋 浩人
24番 中村 房司

欠席議員（2名）

6番 佐藤 一夫

7番 笹本 真司

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 沼谷 純
副広域連合長 松田 知己
事務局次長 山崎 兼人
兼会計管理者 石井 中
業務課長

副広域連合長 鈴木 雄大
事務局長 横山 康宏
総務課長 伊藤 誠悦
兼会計室長

議会担当職員出席者

議会書記 館岡 賛 議会書記 黒川 さやか

午後3時05分 開会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達しておりますので、これから令和7年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。議事に先立ちまして、令和7年2月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。5市1町の議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にて、ご起立くださるようお願いいたします。

五城目町長の荒川滋議員、由利本荘市長の湊貴信議員、大館市議会議長の藤原明議員、鹿角市長の笹本真司議員、本日欠席であります。湯沢市長の佐藤一夫議員、本日欠席であります。秋田市議会議長の川口雅丈議員、以上6名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定

○議長（黒沢龍己） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、川口雅丈議員は1番、藤原明議員は2番、佐藤一夫議員は6番、笹本真司議員は7番、湊貴信議員は8番、荒川滋議員は19番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、古谷武美議員、齋藤多聞議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（黒沢龍己） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条の規定により、議長が議会に諮って指名することとされています。お諮りいたします。湊貴信議員を議会運営委員会に指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、湊貴信議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第6 議案審議（人事案）

○議長（黒沢龍己） 日程第6、同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。沼谷広域連合長。

【沼谷広域連合長 登壇】

○広域連合長（沼谷 純） 4月に広域連合長に就任いたしました秋田市長の沼谷でございます。令和7年8月広域連合議会臨時会の開会にあたり、この場をお借りしまして、一言、就任のご挨拶を申し上げます。本広域連合は、75歳以上の後期高齢者に対する適切な医療の給付を行うため、平成20年度に発足し、17年が経過したところであります。今後も、安定的な運営が維持されるためには、構成市町村のご理解とご協力が何より肝要であります。議員の皆様方に置かれましては、引き続き各段のご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

さて、同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。空席となっている秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長について潟上市長の鈴木雄大氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒沢龍己） お諮りいたします。本案は人事に関することですので、直ちに採決いたし

たいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、ただちに採決することに決定いたしました。お諮りいたします。同意第2号は同意することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。ここで鈴木副広域連合長の出席を求めます。暫時休憩いたします。

【午後3時12分 休憩 ・ 午後3時13分 再開】

○議長（黒沢龍己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木副広域連合長から、発言の申し出がありましたので、発言を許します。鈴木副広域連合長。

【 鈴木副広域連合長 登壇 】

○副広域連合長（鈴木雄大） ただいま副広域連合長に選任されました、潟上市長の鈴木雄大でございます。就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、高額療養費の再検討や出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者医療制度が一部負担するなど制度を取り巻く環境も大きく変わってきております。被保険者を取り巻く環境が変化する中、引き続き、安心して適切な医療を受けることができるよう、関係市町村と緊密に連携しながら、健全で安定した制度運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、副広域連合長就任に当たってのあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第7 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第7、提案理由の概要説明を行います。

議案第10号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件から、議案第13号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。沼谷広域連合長。

【 沼谷広域連合長 登壇 】

○広域連合長（沼谷純） 提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

全国の広域連合で構成する後期高齢者医療広域連合協議会では、厚生労働大臣に対し要望書

を提出しております。要望の主なものとして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の円滑な移行に当たり、国はすべての被保険者が混乱なく必要な医療を受診できるよう周知広報及び説明に取り組むこと。来年夏まで延長された資格確認書の暫定的な運用について、急な変更は行わず実務に配慮して決定・実施すること。高額医療費制度の再検討にあたっては、制度の見直しを行う場合は、被保険者の実態を十分把握し、当事者の意見に耳を傾けたうえで、一部の被保険者に負担が偏らないよう慎重に協議を進めることなどであります。

さて、今議会には単行案3件、予算案1件を提出いたしております。

初めに、議案第10号令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件についてであります。これは、特別高額医療費共同事業に係る経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから地方自治法179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第11号令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件についてであります。これは、後期高齢者における資格確認書の暫定運用に伴う周知広報に係る経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第12号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る令和7年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため、所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第13号令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。これは、国からの特別調整交付金の交付基準が変更になったこと、また、令和6年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから、補正を行うものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,566億6,047万1千円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第10号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第４号）の専決処分について承認を求める件

日程第９ 議案第11号 令和７年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第１号）の専決処分について承認を求める件

日程第10 議案第12号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の

減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

日程第11 議案第13号 令和７年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第２号）

○議長（黒沢龍己） 日程第８、議案第10号、令和６年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の専決処分について承認を求める件から日程第11、議案第13号、令和７年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）まで、以上４件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第８、議案第10号、令和６年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の専決処分について承認を求める件から日程第11、議案第13号、令和７年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）まで、以上４件を一括して議題といたします。

これより議案第10号から議案第13号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第10号及び議案第13号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で、討論を終了いたします。

これより、順次、採決いたします。

議案第10号、令和６年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は、承認されました。

次に、議案第11号、令和７年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は、承認されました。

次に、議案第12号、東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は、承認されました。

次に、議案第13号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長あいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可します。沼谷広域連合長。

【沼谷広域連合長 登壇】

○広域連合長（沼谷純） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、4件の議案を提出させていただきましたが、いずれもご可決賜りましたことを心から感謝申し上げます。私自身のこの議場に入るのは初めてでありまして、これからも広域連合の運営等不慣れなところも多々あろうかと思いますが議員の皆様のご理解、ご協力によりまして精一杯務めさせていただきと思っております。何卒これからも広域連合の運営に対しまして格別のご理解ご協力をお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。
これで、令和7年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時25分 閉 会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 2 項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員